



2025 年 5 月 9 日

各 位

上場会社名	株式会社 富山銀行
代表者	取締役頭取 中沖 雄
(コード番号	8365)
問合せ先責任者	総合企画部長 中嶋 尚大
(TEL	0766-21-3535)

譲渡制限付株式報酬制度の継続及び一部改定のお知らせ

当行は、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当行の取締役（社外取締役を除きます。）を対象として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当行は、2025年3月28日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2025年6月開催予定の第99回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下、「対象取締役」といいます。）を対象として譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を継続することとし、これに関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の目的

本制度は、対象取締役に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする制度です。

2. 本制度の概要及び改定内容

(1) 本制度の概要

本制度（改定後の譲渡制限付株式報酬制度）は、現在当行の取締役（社外取締役を除きます。）に対して導入している譲渡制限付株式報酬制度と同様の制度であり、本制度に基づき交付する当行の普通株式に、交付日から対象取締役が当行の取締役その他当行の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止する旨の譲渡制限を付すものです。譲渡制限付株式の付与は、当行から取締役の報酬として現物出資財産である金銭報酬債権を支給し、対象取締役にそれを現物出資させて、当行の普通株式を発行又は処分する方法により行います。

(2) 改定内容

本定時株主総会では、上限金額及び上限株式数について次のとおり設定することについて株主の皆様のご承認をお願いいたします。

譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬の総額（上限金額）については、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会（以下、「第93回定時株主総会」といいます。）において、金銭報酬枠とは別枠で年額20百万円以内とご承認いただいておりますが、同業他社等の報酬水準及び経済情勢等を勘案し、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、別途ご承認をお願いする金銭報酬枠（年額200百万円）とは別枠で、年額30百万円以内といたします。

また、譲渡制限付株式として発行又は処分される当行の普通株式の総数（上限株式数）は、第93回定時株主総会において年8千株以内とご承認いただいておりますが、昨今の当行の株価も踏まえて、年2万株以内（ただし、本議案が承認された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、その比率に応じて調整いたします。）といたします。

3. 本制度の継続及び改定の条件

譲渡制限付株式報酬制度の継続及び一部改定は、本株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案及び本制度に関連する議案が承認可決されることを条件といたします。

以上